



肝胆エコー検診

参加者募集

「くらて元気まつり」の際に肝胆エコー検診を実施します。検診料は無料です。

- とき 11月6日(日) 午前8時30分から
- ところ 中央公民館
- 対象者 40歳以上の住民(昨年受けられた人で、結果が異常なしの人の申し込みはご遠慮ください)
- 申し込み方法 10月14日(金)までに電話で申し込み込んでください(先着150人)

男性の料理教室

みんなで楽しく料理をしましょう。身近な材料で作れる簡単なメニューです。

- とき 10月18日(火) 午前10時から午後1時まで
- 対象者 男性
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 参加費 300円
- 持ってくるもの エプロン、三角巾
- 申し込み期限 10月12日(水)まで

秋の総合健診のお知らせ

秋の総合健診の申し込みを受け付けています。健(検)診は身体の状態をチェックできるよい機会です。今年度最後の集団検診となりますので、まだ受診されていない対象者の人は、健(検)診項目・日程を確認し、ぜひ受けてください。

期 日	場 所	受付時間など
10月12日(水)	総合福祉センター	午前8時30分から 10時30分まで
10月13日(木)		
10月14日(金)		
11月20日(日)		※結果説明会は 後日行います
11月21日(月)		
11月22日(火)		

- 申し込み方法 直接、総合福祉センターまでご連絡をお願いします。
- 健(検)診内容 各種がん検診(胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス)、結核検診、基本健診、特定健診
- 申し込み・問い合わせ 総合福祉センターまで

乳幼児健診・相談

10月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。



- とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知(案内)書をご確認ください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

健診内容	期 日	生年月日
4か月健診	10月13日(木)	平成23年5月19日から 平成23年6月20日生まれ
7か月健診	10月27日(木)	平成23年2月25日から 平成23年3月31日生まれ
12か月健診		平成22年10月1日から 平成22年10月31日生まれ
1歳半健診	10月6日(木)	平成22年3月9日から 平成22年4月6日生まれ
3歳児健診		平成20年9月9日から 平成20年10月6日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	10月26日(水)	平成23年8月30日から 平成23年9月26日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。(申込不要)

予防接種

■BCG予防接種

- ▽4か月健診のときに行います
- ▽接種期間 生後6か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
10月13日(木)	午後1時30分から2時まで
11月17日(木)	

■ポリオ予防接種

- ▽ポリオの予防接種は2回受けてください
- ▽対象者 生後3か月から90か月未満
- ▽場 所 総合福祉センター保健棟

期 日	時 間
10月18日(火)	午後1時30分から2時まで
11月30日(水)	



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- とき 10月5日、12日、19日、26日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの 妊娠届出書(ある人のみ)



事業主のみなさん

個人住民税の「特別徴収」への切り替えをご存じですか

福岡県と県内市町村は連携して、給与所得者（従業員）の納税の利便性の向上と税負担の公平性を図るため、個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主に対して、「特別徴収」への切り替え促進を図る取組を行っています。

●**特別徴収制度とは** 事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、個人住民税の納税義務者である従業員（給与所得者）に代わって、毎月の給料から個人住民税（市町村民税+県民税）を天引きし、従業員の居住する市町村に納入する制度です。



■ 従業員の方にとってたいへん便利な制度

個人住民税の特別徴収制度は、

- ①従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けます。
- ②納め忘れがなくなるので、滞納となって延滞金が発生する心配がなくなります。
- ③毎月の給与天引き（年12回払い）になるので、1回当たりの税負担額が少なくなります。（普通徴収は年4回払い）

■ 事業所に対して個人住民税の税額決定通知を市町村から送付

所得税と違って、従業員の税額計算は市町村で行い、5月中旬に従業員ごとの特別徴収税額を通知します。

この通知に記載された金額（月額）を、6月以降、それぞれの従業員給与から毎月天引き（特別徴収）し、各市町村に納入してください。

地方税法第321条の4及び各市町村条例の規定により、事業主（給与支払者）で、所得税の源泉徴収を行う義務のある人は、原則として個人住民税の特別徴収義務者として従業員の個人住民税の特別徴収をしていただくことになっています。（事業者や従業員の意思で「特別徴収」「普通徴収」を選択することはできません。）

■ 特別徴収事務の流れ（手続き）

- ・1月初旬…給与支払報告書を従業員の住所地市町村に提出する際、「総括表」に「特別徴収」と記載してください。
- ・5月中旬…従業員の住所地市町村から、従業員ごとの特別徴収税額の決定通知書（事業所用、従業員用）、納付書などが送付されます。（従業員用の税額の決定通知書は該当従業員に渡してください。）
- ・6月………従業員の6月分給料から天引きを開始します。（翌年5月まで）
- ・7月10日…従業員の6月分給料から天引きされた個人住民税は、給料支給翌月の10日までに、（5月に市町村から送付された）納付書等により、金融機関等から該当市町村に納入してください。（毎月実施）

